

平成26年度第3回八千代市子ども・子育て会議議事録

- 開催日時 平成26年8月22日（金）午後2時00分～午後4時30分
- 場 所 八千代市役所 別館2階 第1・2会議室
- 議 題 (1)「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について
(2)（仮称）子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
- 出席者 委員 中山哲志委員（会長）、石田祥代委員（副会長）、櫻井陽子委員、友森恵美子委員、藤原由紀子委員、阿部三喜子委員、竹内孝江委員、奥村諭己委員、藤澤彩委員、丸山純委員、茂呂剛委員、神長美津子委員、田中宏行委員、吉垣信義委員
事務局 坂巻子ども部長、天川子ども部次長
〈元気子ども課〉松井課長、須藤副主幹、葛原主査、深山主査、河原主査、齋藤主事、加藤主事、佐伯主事
〈子育て支援課〉相原課長、佐藤副主幹、木村主任主事、山形主任主事
〈すてっぷ21大和田〉岡田副主幹
〈村上北保育園〉鷹野主任保育士
〈児童発達支援センター〉大山主査
〈母子保健課〉石橋副主幹
〈子ども相談センター〉藤山副主幹
〈商工課〉木下主事
〈地域計画連合〉福原、渡邊
- 公開又は非公開の別 公開
- 傍聴者 1名

【議事録】

河原主査：それでは、ただいまより平成 26 年度第 3 回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。会議に先立ちまして、委員の皆様にお伝えいたします。本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、会議録には発言された委員の委員名と発言内容が記載され、市のホームページ等にて公開いたしますことも併せてお伝えさせていただきます。

また、本日は事業計画に向けて業務の一部を委託しております。株式会社地域計画連合の方にご同席をさせていただいておりますのでご了承ください。

それでは、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、中山会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

中山会長：皆さんこんにちは。では、条例の規定により議長を務めさせていただきます。ただいまの出席は、14 名ということで、八千代市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により定足数に達しておりますので、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元の次第の通り議題が 2 つありまして、1 番目が、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について。2 番目が、(仮称)子ども・子育て支援事業計画の骨子案について。この 2 点であります。初めに事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

<資料の確認>

中山会長：ありがとうございました。それでは、議題 1 の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策について事務局より説明をお願いします。

河原主査：それでは、議題 1 の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策についてご説明いたします。初めに、量の見込みについてからご説明いたします。説明に用いる資料は、資料 26-3-1 と参考資料 26-3-1 です。お手元にご用意くださいますようお願いいたします。

量の見込みに関しましては、前回に引き続き課題としておりますが、教育・保育事業の補正值や、地域子ども・子育て支援事業のうち特に放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所等の補正の考え方に対して、委員の皆様からのご意見等を踏まえるとともに、併せて全体的に量の見込みを確認した上で、今回確保方策の判断材料となるような値とするために、補正を行った数値を示している次第でございます。今回ご説明する量の見込みにつきましては、前回より変更となっているもののみとさせていただきます。

事業ごとの量の見込みの補正に関する説明に入る前に、まずは全体的な量の見

込みの捉え方を確認したいと思います。それでは、資料 26-3-1 の 1 ページをご覧ください。上段の教育・保育の量の見込みについてです。こちら、補正を行っている事業は(3)2号認定の保育園等利用希望のある方。それから(4)と(5)の3号認定です。こちらの見込み量について、特に(4)3号認定の0歳児に関して見込み量が少なすぎるのではないかというご意見がございましたことから、数値について検証を行いました。本日、これまで触れてこなかったのですが、利用者数や待機児童数に関する考え方についてお示ししたいと思います。

委員の皆様多くは、見込み量が低いと感じられるのは、実際の利用者数や待機児童を3月の数字で捉えられる方が多いからだと考えられます。来年度よりスタートする新制度においては、見込み量というのは年度末の3月ではなく、年度当初の4月ということが、「算出の手引きに関する主な質問と回答について」の中で示されました。また年度当初の4月の数値を用いる根拠としましては、3月時点の数値を基準としてしまいますと、前回の本会議でもご意見がありました。保育施設の運営上、職員確保の面でも、年間の大半が赤字となってしまう、継続が困難な施設が出てしまう可能性があることも考えられます。見込み量の算出の際、通常の場合の場合は、あくまで推計人口とアンケート調査票の設問を用いているため、利用実績は関わってきません。ただし、手引き通りに算出された見込み量に、さらに補正を加える際、事業によっては利用実績を乗ずるという段階がございます。それが資料 26-3-1 で言うところの(3)2号認定の保育園等利用。(5)3号認定の1～2歳の補正後の見込み量でございます。(4)3号認定の0歳児につきましては、前回の説明でも述べましたが、調査票の別の設問を用いた補正を行っているため、補正の段階で利用実績等が関わってきません。ただし、補正後の数値を確認する際、一律4月現在の実績で考える必要があります。そのため、3号認定の0歳児のニーズ量につきましても、見込み量が4月現在の実績を上回っているため、こちらの値とさせていただきます。

以上、見込み量や利用実績の捉え方について、4月時点の実績、あるいは4月の見込みという考え方で進めるということでご理解いただければと思います。もう1点、後ほどお話しする確保方策にも関わる点ですが、前回の本会議まででは、確保の内容の基本となる定員の考え方ですが、これまでは認可定員ではなく、弾力化された実際に受け入れ可能な人数を定員基準としておりました。今後、所定の基準の下で施設整備、増員等を行うための計画を策定する際には、適当ではないということが千葉県の方に確認することができましたことから、改めて認可定員で捉えた場合にどのくらい過不足があるかどうかを確認し、確保の内容を検討することといたしました。

それでは、以上を踏まえて、事業ごとに補正の方法についてご説明したいと思います。

はじめに、教育・保育の量の見込みについてです。1ページの総括表をご覧ください。順番に(3)2号認定の保育園等利用から説明いたします。2号認定の保育園等利用の量の見込みが平成27年度では、算出の手引き通りの1,610人と

なっておりますが、今年度4月時点での入園者が1,328人であるため、ニーズ量が実際の利用人数を大きく上回っていることとなります。そこで、過去に3号認定の1～2歳でご説明した方法と同じ方法で人口推計に4月現在の人口と、4月の利用実績、入園者の割合を乗じて、さらに調査票の中で利用したいが利用できないという回答をされた方の量の見込みを加算するという補正を行いました。算出の過程について、詳しくは参考資料の26-3-1の2ページ下段で説明がございますので、併せてご覧いただければと思います。補正の結果、平成27年度で1,300人となりました。

続いて、先ほど説明した(4)3号認定0歳児につきましては、前回提案させていただいた補正值、223人としてはいかがかという提案です。補正をしない場合の量の見込みの574人は、今年度4月時点での入園者が115人であるため、ニーズ量が実際の利用人数を大きく上回っていることとなります。そこで、調査票の中で利用していない理由を問う設問で、まだ0歳であるため利用したくないという回答の方を除いております。その結果が223人となっております。補正をしてもなお利用実績を大きく上回る数値となっておりますが、4月時点での待機児童を考慮しますと、こちらの量の見込みが適当なのではないかという提案であります。

続いて(5)3号認定の1～2歳児についてです。こちらにつきましては、先ほど2号認定の保育園等利用と、補正方法は同じです。補正に関しては前回も説明をいたしました。補正の方法につきましては、1歳児と2歳児を別に算出した数値の合計としたという点。また、補正の中で人口推計に利用実績を乗じる段階がございますが、その利用実績に関しまして、前回お示しした数値は、6月現在のデータを用いたものでしたので、今回は4月現在のデータとした点が、前回からの補正方法の変更点です。その結果、補正值は811人となっております。詳しくは参考資料、26-3-1の4ページ下段を後ほどご覧いただければと思います。また、教育・保育事業の補正後の地区別のニーズ量につきましては、資料26-3-1の2ページ以降をご参照ください。教育・保育の量の見込みに関するニーズ量の補正の説明は以上となります。

続いて、資料26-3-1の1ページに戻っていただきまして、下段の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みをご覧ください。前回の本会議でのご意見等を踏まえまして、補正について再検討をした事業は(7)(8)放課後児童健全育成事業、(9)子育て短期支援事業、最後に(14)病児・病後児保育事業につきましては、事務局提案で本日新たな補正值をお示ししております。

では、まず(7)(8)の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育について補正值の説明をいたします。こちらの事業につきましては、現在大きく分けて2つの意見をいただいたかと思っております。1点目は、就学前の親のニーズよりも、就学後の親のニーズを量の見込みとするべきであるというご意見。それから2点目は、定期的な利用だけではなく、スポット利用の希望も量の見込みを含める必要があるという主なご意見だったと思っております。1点目につきましては、前回の会議でご紹介した就学児童の調査票を用いた結果を量の見込みとする方法でご

了解いただけたかと思えます。2 点目につきましては、会議開催後、庁内で検討いたしましたところ、週 1～2 回の利用希望を除くという補正を取りやめる方向で進めさせていただくこととなりました。

資料 26-3-1 の 5 ページをご覧ください。(8)の後半部分で、今回は就学児の調査結果を用いた上で、1～2 回の利用希望を除く補正值が平成 27 年度で 236 人となることを示しておりましたが、今回は週 1～2 回のスポット利用の方も含めるため、補正を行わず 280 人のままで進めていきたいと考えております。なお、低学年につきましては、後ほどご覧いただきたいと思えますが、ニーズ調査の報告書、緑色の冊子ですが、その 87 ページ、低学年の放課後の過ごし方で過ごさせたい日数を示しておりますが、就学児の方で週 1 日、あるいは週 2 日と回答されている方が実数で 2 人となっております。こちらお二方とも今回の放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型には含まれていなかったため、放課後児童健全育成事業の量の見込みの中にスポット利用を希望される方の人数に算出されておられません。そのため、前回お示した就学児童の調査票で算出したニーズ量、1,140 人がスポット利用の希望者を除くような補正をしていない値となっております。よって、低学年の量の見込みは、平成 27 年度で 1,140 人、高学年が 280 人となっております。放課後児童健全育成事業の説明については以上です。

続いて、資料 26-3-1 の 1 ページの(9)、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業の補正值について、前回の検討結果を確認したいと思います。前回、松戸市、それから習志野市の利用率を用いたそれぞれの量の見込み、それから調査票の中で「仕方なく同行させた」という選択肢を加えた場合の量の見込み、こちらの 3 パターンをお示しました。その上で、委員の方から利用率を用いる場合、似通った市である必要があるという趣旨のご意見をいただいたこと、また、事務局といたしまして近年事業を導入した習志野市の利用率よりも、実績のある松戸市の利用率の方が安定的であるという考えから、松戸市の利用率を参考にし、八千代市の量の見込みとしたいと提案いたしました。資料 26-3-1 の 5 ページの(9)で、平成 27 年度が 260 人日となっている値でお示ししております。

最後に、資料 26-3-1 の 6 ページの(14)病児・病後児保育事業について、前回よりさらに補正を加えた量の見込みを示しております。前回、国研究班調査の「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」での全国平均の稼働率を、算出された量の見込みに乗じるという補正を行いました。ただし、全国平均の稼働率に乗じるだけでは、市独自の状況を踏まえた利用率と異なる場合があると考え、11～12 ページに示しているような補正を行いました。

簡単に説明いたしますと、まずは量の見込みそのものに対して、病気の際に親族・知人に子どもを見てもらっているという家庭は、事業を必要としている対象者に含まれないという考えができることから、その家族の割合を控除した量の見込みを算出します。その上で、全国平均の稼働率を量の見込みに乗じます。その結果が 1 ページに戻っていただきますと、平成 27 年度で 3,590 人日とな

っていることが分かります。

以上が前回の議論、及び全体的な留意点を基に再検討した量の見込みの再補正に関する説明です。量の見込みに関しましては、確保方策にも関わってくる数値です。そのため、委員の皆様には資料をご覧いただいた上で、ご意見を頂戴し、よろしければ本日、おおむねの量の見込みにつきましては確定したいと考えております。

続いて、確保方策についての説明をさせていただきます。量の見込みの算出を行ってきた最終目的は、市内における教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業のニーズを所定の目標年度までに満たすことが確保方策となります。確保方策の説明には、資料 26-3-2 と資料 26-3-3 を用いますので、ご用意いただければと思います。確保方策の概要と該当事業については、資料 26-3-3 の 1 ページにも記載しております。後ほどご覧くださいますようお願いいたします。それでは、まず確保方策の説明に入ります前に、確保方策の考え方について 1 点前置きをさせていただきたいと思います。区域の設定について過去の会議の議題で 7 地区別の検討で進めるということとなっていたかと思っております。それに応じてこれまでお示したように、量の見込み等が全市の量の見込みの他に、7 地区別の量の見込みも合わせて算出してまいりました。その量の見込みの算出にあたり、資料 26-3-1 の 2 ページ以降でもお示ししているように、区域ごとの量の見込みで算出しております。前回の会議でもご指摘がありましたが、計画と事業の需給バランスを判断するために、区域を設定することが法定化されていますが、幼稚園や保育園等の施設については従来、幼稚園については学区域設定がなく、保護者が教育方針などで選択している例も多く、また送迎バスなどがあり、広範囲にわたって利用されているといった状況があり、区域分けをすると現在の利用実態と異なるだろうということ。また、保育施設につきましても、自宅の近さだけではなく、保護者の通勤経路によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されるといったことから、教育・保育施設の提供区域は 1 地区としてはどうかといったご提案です。

その他の法定事業につきましても、区域を細分化して需給バランスを取ることが出来るものについては 7 地区としてはどうかという提案になります。法定事業については後ほどご説明をさせていただきます。

では、確保方策についての説明をさせていただきます。まず資料 26-3-2 をご覧ください。1 枚目に教育・保育事業、2 枚目に地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の一覧としてお示ししております。こちらの資料にどんなことが書かれているのかと言いますと、5 年間のニーズ量、こちらの表では、各事業で一番上の段を基に、現在の確保数、つまり 5 年間の定員数を検討するわけですが、本日は現在の認可定員と、7 月に実施いたしました幼稚園・保育園等事業者向けの新制度への意向調査結果より想定される来年度の 4 月時点の認可定員として、表の太字に書かれておりますが、現在の確保数とお示ししている部分の認可定員の見込みを、仮に 5 年間継続させた場合の値を表しており

ます。この場合の過不足数、こちらの表で現在の確保数の下にございます過不足数の欄も合わせて示しております。過不足数は現在の確保数からニーズ量を差し引いた値です。

来年度の4月時点の認可定員のままだと、所定の目標年度、つまり事業計画の最終年度の平成31年度、あるいは保育については平成29年度までに量の見込みを上回ることができていない事業がいくつか出てくることとお分かりいただけると思います。ニーズ量を上回ることができない確保数は、例えば2号認定をご覧ください。2号認定の平成29年度をご覧くださいますと、過不足数がマイナス26となっております。つまり、4月の認可定員を維持するだけでは、目標年度においてニーズ量で必要とされる人数を確保できないということになります。この事業につきましては、表の右側で方向性とありますところに、確保方策の方向性を記載しております。2号認定の例でいきますと、方向性として平成29年度までに保育施設の増設にて対応しております。

こちらの過不足数と方向性を基に、次回以降で具体的な確保の数値をお示ししたいと考えております。また、現在の確保数につきましては、あくまでも7月の時点で幼稚園・保育園等事業者には調査を行った結果としての数字でして、9月頃にもう一度、新制度への意向調査を行う予定でございますので、数字が変更となる可能性もあるということをご承知おきいただければと思います。

続いて、資料26-3-3をご覧ください。こちらが計画書に掲載する確保方策のイメージでございます。先ほど地区別でお示しする事業について触れましたが、4～5ページをご覧くださいませでしょうか。現在、地区別で確保方策をお示しすることが適切ではないかと考えている事業は、4ページの放課後児童健全育成事業と、5ページの地域子育て支援拠点事業です。なお、具体的な確保方策の数値につきましては、次回以降となります。今回は、確保方策のイメージを提案させていただいている次第でございます。

以上が議題1「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策に関する説明となります。

中山会長： どうもありがとうございました。詳しくご説明いただきました。今の説明の中の大きな協議事項2点を整理しますと、一番新しい情報であるのは、教育・保育提供区域。資料26-3-2で説明をすると、確保方策について書いてありますが、この教育・保育の量の見込みと確保方策の場合の、現在まで7地区を基本として検討してきたところを、1つの区域として検討を加えていきたいというお話であったと思います。

それで、2.地域子ども・子育て支援事業の確保方策については、それぞれ7地区に応じた具体的なお話が最後の方にあったと思います。2点目は量の見込みに関する補正についての考え方が述べられたわけですが、そのことは後でお話をするということにして、その2点のうち、最初に申し上げた地区の見直しが図られたと。改めて言いますと、7地区で検討を加えていたものを、1地区で検討を進めていくという提案でありました。これについてまず、ご意見を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

現実問題として、これの方が妥当であろう、現実的なものであろうというお話だったと思うのですが。もしこれについて特段ご意見がなければ、承認を得られたという方向で進めていきたいと思うのですがよろしいですか。

では、2点目の量の見込み及び確保の方策についての補正を行ったことが詳しく説明がありました。それに関しては資料に基づいて考え方が述べられていましたが、どこを基準にするかというところが大きな変更点であったと思います。このあたり、ご質問を受けながら詳しくまた説明を受けた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。この量の見込み及び確保の方策に関する補正のあり方、進め方に関係して細かい点でも結構ですが、ご質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

丸山委員：そもそもの見込みの考え方というのは、国が決めているルールというのか、それは3月末ではなくて、4月1日付けで考えなさいというわけですか。

河原主査：ニーズ調査の結果の数字がまず、推計人口で各年度から算出されたものなのですが、各年度の4月1日現在の数字として算出されたものが今回のニーズ量の考え方であるということが1つ。もう1つが、先ほども申しあげました教育・保育、特に保育の部分については、確保する時期は平成29年度末までを目指すということ。資料26-3-2の2枚目です。地域子ども・子育て支援事業の方につきましては、計画年度である平成31年度末までに確保の内容を考えていきなさいというのが今回の計画の目的ということになっておりますので、ご理解いただければと思います。

藤澤委員：0歳児に関してですが、国の方から7月10日付けで、0歳児保育の量の見込みについてという指針が出ていると思うのですが、0歳児保育につきましては、年度途中で増えているというのがパターンで、しかも2学年を含めてやっているということで、国の方でもこのあたりは随分考えて提案しているのだと思うのですが、1～5歳については、年度途中の入退所が考えられるので、あくまでも定員の弾力化の中で確保、年度当初の数字で良いだろうということを示していますが、0歳児に関しては年度途中の出生という特別要因により、年度初めと年度末の入所数に大きな差があり、年度初めの入所児童数を基に定員を設定することは合理的とはいえないと国では言っています。

例えば、0歳児については、年間の平均的な量の見込みとすることが合理的ではないかということで提案しています。これはあくまでも自治体の方の選択にはなってくると思うのですが、もし0歳児について4月当初の確保ということでニーズ量を算出したとすれば、こちらの資料の26-3-2、過不足はない、今は余っているという形で整備する必要はなくなっています。しかしながら、実際の3月末の現在の認可保育所だけですが、昨年3月1日の0歳児の入所状況について、私の方で少し調べましたら、実際に入園児が188名、待機児が167名、合計355名が0歳児に関しては保育を必要としている状況になってきています。非常にこの確保の数字と、現実に保護者の保育利用のニーズとの乖離というのがある部分です。あくまで計画だから、4月当初の数字を入れれば良いという考えであれば、この確保について実際に必要な量を確保できないのでは

ないかという心配を私はしています。

それともう1つは、今、認可保育所のデータのみを実際の数字としていますが、現実には、認可外の保育施設が八千代市内には8つぐらいあったかと思います。認可外に行っている0歳児というのがいると思います。認可外に入る理由についてはいろいろあるかと思うのですが、待機ということで実際の保育所に入れないという理由もありますけれども、八千代市の保育所の入所基準については、他の市町村とは違って1日7時間、週5日という利用制限が設けられています。新制度に移行すると、この利用制限がなくなると思います。普通の保育園と同じように、週4日4時間以上ということで0歳児の保育が入ってくる。となると、今の現実の355という年度末の数字がさらに増える可能性がある。それからもう1つ、国の方でも女性の就労について、だいぶ進めています。育児休業中の手当も増えることによって、女性の就労率の増加というのが見込まれます。0歳児に関して国の方で示しているのは、育児休業を希望する時に預けられなかったという理由について述べています。1つの理由は、希望する時期は大体1歳前後というのがほとんどなのですが、それより早く復帰した率。八千代市の方でもそれについてはアンケートを採っていると思います。グリーンの報告書でも、復帰した時期については1歳以下という母親が9割なのです。62ページです。1歳以下で9割ということで希望をしている。次の63ページ。希望より早く復帰した理由については、希望する保育園等への入園のためということで早めている。早めている人の理由の中の6割が保育園の入園のためと言っています。それから、希望より復帰が遅かった理由として、希望する保育園等に入れなかったという方が8割を占めています。

現実としてこのような数字が出ている中で、確保方策のニーズ量について、果たして0歳児についてこの数字で良いのかというのは、私は非常に疑問に思っているところです。やはり育児休業をきちんと取れる。それから、希望する時期にきちんと保育所に入れるということが、一番子どもにとっても保護者にとっても最も望ましい形ではないかと私は考えています。新制度に入って一番大事なのは、子どもにとって質の高い教育・保育を提供するというので、子どもにとって一番良い制度になればいいなと思っているところなのですが、この0歳児の問題について、これ以上いろいろ議論しても難しいということであればしかたがないとは思いますが、今後の確保方策において大きな影響が出てくると思いますので、やはり慎重に検討していただきたいというのが希望でございます。

中山会長：ありがとうございます。藤澤委員のお話は大変うなずいている方も多くいて、大事なお指摘だと思います。その上で、今の0歳の子どもさんたちの問題。数値の確保に向けた数値の示し方と、それから今指摘があった点について、数値に込められた考えのようなものを説明していただくと良いと思います。よろしくをお願いします。

河原主査：まず、0歳児のニーズ量の算出の方法の中で、新制度の保育園の入所基準については、最低基準の64時間というお話があったと思いますが、算出の手引き

上はもう既に、その 64 時間の部分を考慮して算出されています。

また、ニーズ量の中には、認可保育園を希望しているニーズ量だけではなく、認可外の保育施設を含めた、保育施設を利用したい方という数字となっております。

最初の説明でもご説明させていただいた通り、新制度に移った場合の基準としたニーズ量として算出した結果が、今回平成 27 年度で言えば 223 人となっておりますので、ご理解ください。

藤澤委員：手引きに基づいて算出されたのはその通りだと思います。それから 1～2 歳の方も前回に比べているので、手引き通り算出されたらこの数字になるのだというのは理解しております。ただ、現実のニーズ、それから保育所の利用状況を見ても、とても足りない状況にはあるので、その乖離についてどのようにお考えになるのか。どのように確保をするのかお尋ねしているのです。

中山会長：今の委員のご指摘の部分で、先ほどの説明の中に司会をしながら少し考えたのですが、この資料 26-3-2 の表の中に、定員が現在 230 人となっています。これは認可されている数から算定したものだという説明でした。認可外を入れた場合には、この数が増えるだろうと。

今、藤澤委員のお話は、実際にはもっと必要とするということと、計算したところのずれがかなり開いたものなのか、実際にはどのように捉えたら良いのかということについて、説明を少ししていただけますか。

河原主査：その部分につきましては、子どもが減っていくという中で、おそらく妥当な数字ではないかと考えています。

中山会長：そうですね。その辺が藤澤委員の場合は少し違うのだということですよ。

石田委員：関連して基本的な質問なのですが、資料 26-3-2 の今話題になっている 0 歳児のところ、対象となる実施数の事業の中に、定員が 230 人、それから入園者 115 人と書いてあると思うのですが、現行で定員が 230 人あるのに、実際には 115 人しか利用していないという理解で良いのか。

それから、これまでの会議でも話題になっていましたけれども、上のお子さんが 3 歳未満の場合には、下のお子さんが入れないなどという枠組みがある中で、入れない人が実際にどのくらいいるのかということと、実際に市の方から、あなたのお子さんは希望する保育園に入れませんというような通知をどのくらい出しているかを知りたいのですが。

中山会長：今、3 点質問がありましたが、まず 1 点目はこの数字の解釈ですが、定員が 230 人のところ、入園者が 115 人ということは、定員を満たしていないという読み方でよろしいわけですか。

それから 2 点目は、入れないですよという通知を受けたり、お話を受けているケースというのはどれくらいあるのか。その時の条件が、上の子との関係など、そのあたり実態は分かりますか。

木村主任主事：今年度の 4 月の状況で申し上げますと、0 歳児クラスを希望されていて入れませんでしたという通知を差上げた方は 5 名になります。例えば、A 保育所というのを希望していて、近隣の B 保育所は空いているのですが、どうして

も A 保育所が良いという方も中には含まれているのですが、この 5 名の内訳は持ち合わせておりませんが、今年度の 4 月で言えば、0 歳児のクラスで保育園に入れませんかという通知を出した方は 5 名になります。

石田委員：追加でもう 1 つだけよろしいですか。そうしますと、先ほどの藤澤委員のお話にもありましたけれども、年度の途中で出産されて保育園を利用したいという方もいらっしゃると思うのですが、そのような方は年度の途中でも入園できるような実態にあるのかどうかということをお伺いしたいのですが。

中山会長：今のお話は、先ほど藤澤委員の現実的にどうなのかということにつながると思うので、いかがでしょうか。年度途中で希望があった場合の対応ですけれども、どのような実態があるのか。よろしくをお願いします。

木村主任主事：保育園の入所というのが、毎月 15 日に受け付けを締め切って、翌月 1 日に入園するというパターンを毎月繰り返しております。そのため、やはり 4 月 1 日というのは、3 月末で全員 1 級進級しますので 4 月が一番入りやすいタイミングになってきます。それで、毎月お子さんが入っていきますので、やはり夏・秋になってくると、定員がいっぱいになってしまう保育園が出てくることが実態としてはあります。そのため、夏ぐらいまでの間であれば、クラスにもよりますが、保護者の方のご希望に合った保育園をご案内できる確率は高いのですが、やはり秋ぐらいなってくると、選択肢がかなり限られてくるといった状況になります。

中山会長：その数の上での実態というのは分かりますか。おおよそで良いのですが。秋ぐらいになって、利用したいという希望が出ているのだけど、実際には入れなかったというのは。

木村主任主事：前年の 10 月 1 日時点の状況を申し上げますと、0 歳児クラスで、保育園に入りたくて入れていない方というのは 68 名です。

中山会長：その 68 名の方がどうしたかというのは、分からないわけですね。

木村主任主事：この 68 名の方は、4 月から入れていない先ほどの 5 名の方というのが引き続きという可能性もあるのですが、待機児童になってしまっている方が、その後育児休業を延長して家庭保育を行っているのか、または認可外保育施設等に預けて復職をしているのか、追跡調査は行っていないものでして、現状では分かりません。

中山会長：ある意味で、藤澤委員のご指摘や石田委員のご質問・ご意見は、現実にそのような数があって、その辺をどのように考えていくのかということにつながっていくと思うのですが、数値目標上はある程度整合性が取れていても、現実にそのような問題がある時にどのように考えていくのかということであると思うのですが、そのあたりはどのように対処を考えていくのか。

現実的にその数字が一人ひとり解決を図っていくわけですが、市としてどのようにそれを捉えていくのかということかなという気がするのですが、いかがですか。

河原主査：先ほど丸山委員からもお話があった通りなのですが、まずは計画のニーズ量そのものを 4 月 1 日現在のニーズ量に対して、どのようにしていくかという問題

が1つあります。石田委員からご指摘があった定員と入園者の考え方で言いますと、あくまでもこの定員というのは、今現在事業者に対しての意向調査を行った結果ですので、今後変動する可能性もあるのですが、現時点で考えてみますと、4月当初で言えば115人の空いている枠があるということが1つありまして、その空いているところに0歳で職場復帰等で入園するお子さんがいるかと思うのですが、仮に今230人定員いっぱいになったとしましても、弾力化という運用による対応も取れます。

中山会長：今、説明がありましたように、市としてもお子さん、あるいは保護者の立場に立って、できるだけ対応していきたいという姿勢は、今のお言葉の中にあっただのではないかと思います。それが1つの弾力化という言葉の中で込められていると思うのですが。

藤澤委員：定員が230名ですよ。弾力化を1.2まで図って276名の収容定員です。昨年の年度末、平成26年3月、先ほど木村さんは10月の数字をおっしゃいましたが、3月の入園児が188名で、待機児童が167名います。合計で355名、認可保育所を必要としている人たちがいるのです。入っている人が188名、待機が167名もいるのです。それで定員弾力化を図ったとしても276名です。年度末には足りなくなるというのは今明らかなのですが、この確保方策についてという計画上には、過不足数で出てこないというのが明らかだと思います。年度当初はもちろん足りている。だけど年度末には足りなくなるということが、ここからは全く見えてこない。0歳児保育を確保しなくて良いでしょうという計画になりはしないかというのを私は心配をしているのです。

中山会長：今回の数値の見直しは、先ほど委員からご指摘があったように、国の基準に基づいて数値が出ているということ。さらにその基準に基づいて、今指摘されているような問題については、各自治体によって対応していくということですよ。それで、改めて繰り返すまでもなく、藤澤委員がおっしゃっている点は、現実的に不足が見えている状態の中で、このような数値設計で良いのかどうかということだと思うのです。その辺は数値設計としてはこのようなことであっても、弾力化等で市としてはできるだけ問題を解決しようという姿勢が先ほど表明されたと思うのですが。それ以上に何か、市の方から、このような方針で、あるいは、このように考えているということでもしご発言があれば、ぜひお願いしたいと思うのですが。いかがですか。

河原主査：0歳児については、新しく生まれてくるお子さんなので、予測が付かない部分なのです。そのため、確保の枠については、前回の会議でもまだ多いのではないかというお話があったと思います。その未確定要素があるものに対して、確保するということになりますと、事業者の負担が非常に大きくなるのではないかと、職員の面や、施設の面などで非常に負担が掛かるのではないかという考えもありますので、やはりこの数字でいきたいということでもあります。

中山会長：今のお答えは、予測できる部分と予測できない部分に対して、八千代市で担っている保育の質を下げないような、そのような前提の中で数値を計算して確保を図っていききたいのだと理解できました。そのような意味であれば、実際に、

藤澤委員のご指摘をしっかりと記録してもらって、その上で弾力化も含めて現実
に生じる不足数に対する何らかの配慮をいろいろ努力していくということが大
事だと思うのです。まずは、今は見込み量、あるいは確保策の意見収集の場
ですので、最終的な決定は市の方でいろいろ進めていくと思いますので、藤澤委
員もご意見があるかもしれませんが、記録にとどめてまた、市の方で考えてい
ただくということで、議論を進めていきたいと思います。

では、関連してでも結構ですし、その他のところでも良いのですが、量的な見
込みに関する説明に対する何かご意見・ご質問があればお願いします。

友森委員：最初におっしゃっていた、現在までの7地区を、全市で検討とおっしゃって、
それはそれで終わっていたことなのですが、10月の時点でも3月の時点でも具
体的な数値を出していただいた待機児童の中にも、通勤に不便だからやはりや
めますという方もいらっしゃると思うのですが、全市で検討して、実際に確
保方策を考えていく際に、地区に分けていなくても、具体的にこの場所とい
う方向性のような考え方はどうなのか。確保したとしても、それが実際に必要
とされる場所に作られなければ少し問題になるのが心配なところなのですが。

中山会長：今のご意見ももっともだと思うのですが、1地区であっても、例えば利便性な
ど、そういった問題があれば利用できないということですよ。その辺をどの
ように考えるのかということです。

河原主査：その点につきましては、市全体とした場合に、今回のニーズ調査の結果と、現
在の利用状況と待機の状況等を勘案した上で、例えば緑が丘の駅の半径2km以
内に60人定員の保育園を公募しますといった形で事業者を募るという方法が
可能だという確認が取れていますので、そういった進め方になればと思います。

中山会長：よろしいですか。他にはいかがですか。

藤原委員：この数字が妥当かというのは、私には難しくよく分からないのですが、先ほ
どの待機児童の数が167人もいるというのを聞いて、やはりびっくりもするの
ですが、市の方では弾力化で対応するとおっしゃっていたのですが、以前、別
の自治体の保育所で働いていたのですが、0歳児の子どもをどんどん入れてい
くのは、限られた環境で無理があったということもあり、保育室がない状況で
2歳児を保育して、毎日どこかの部屋の片隅を放浪するような保育をする、あ
るいは、0歳児の部屋を確保するために2歳児が追いやられるようなこともあ
りました。狭い環境では、子ども同士もやはり接触が多くなってかみつきが増
えることもあります。弾力化で子どもたちにそのようなしわ寄せが行かないよ
うな工夫はぜひ考えていただきたいと思いました。

中山会長：いかがですか。弾力化というのは、単に数だけ増やすということではなく、今
のような環境的な面はどのように配慮がなされるのかということだと思うので
すが。

木村主任主事：受け入れ人数の弾力化なのですが、こちらの方で各園の図面を持っており
まして、各部屋の面積をこちらで承知しております。県の定める面積基準があ
りますので、ここに入る人数は何人までだなというのも分かるのですが、やは
り各園のクラスの状況によっては、いくら面積基準でこれだけ入るといっても、

受け入れができないという状況はすべてこちらの方で勘案して、お子さんにとって、適切な保育ができるように、入所の決定は常々行っておりますので、その点をご心配いただくなくても結構かと思います。

中山会長：大事なお指摘ですし、そのような配慮がされているというのが分かりました。他にいかがでしょうか。

丸山委員：年度末に167人という待機児童、改めて数字を見るとすごいなと思うのですが、その中には1月、2月、3月に保育園に入りたくない人もいますよね。逆に4月に入りたいと。0歳児のお母さんたちが、年度途中で戻りたくないという人も私の周りだと相当数いて、不承諾の通知がないと育休を延ばせないという事情もあるので、逆に不承諾で良かったという人も中にはいます。全部ではもちろんないですが、中にはそのような方もいらっしゃいます。半年で戻ってこいと言われていたのですが、まだ半年ではさすがに保育園に預けたくない。不承諾ならば延ばせるという方も中には何人かはいらっしゃるの、この数字に意味を持たせるのは難しいなと感じているところであります。

中山会長：貴重な情報をありがとうございます。他にいかがですか。もしなければ、まず7地区を教育・保育の量の見込みの確保方策については、1地区として考えるというのは、ほとんどの方に異論がないと司会をしていて感じました。

2つ目のいわゆる量の見込みを算出するに当たって、補正をするに当たっての基準を、各年度当初を基準に検討を行うということの説明だったと思うのですが、その年度当初に置くとこのような数値になるという説明がずっと続いていて、その中にさまざまな指摘があったと理解しております。

ただ、先ほどの指摘も記録をしっかりとすることは間違いないのですが、基準の見直しを年度当初にするということ的前提にしないと、確保方策に向けた数値が出てきませんので、今の点を確認しておく必要があるかと思うのです。

さらには、今ずっと議論・指摘があったのは、0歳児の扱いについて、現実的な対応が求められているのだというご指摘が多くありました。これについては、先ほどの繰り返しですが、しっかりと受け止めていただいて、最終的な結論に導いていただくということで、流れとしてはそのような方向に来ていると思いますが、今のような考え方のまとめでもしご異論がなければ、議事の方を進行していきたいと思うのですがよろしいでしょうか。

(異議なし)

中山会長：では、今お話したこととさせていただきます。

石田委員：今はニーズ量のところでの質問だったと思うのですが、確保の方策について質問を受け付けるのでしょうか。

中山会長：そうですね。確保についても、結果的に今の質問は主にニーズ量と確保と関係していると思ったのですが、もしあればお願いします。

石田委員：資料の26-3-2の地域子育て支援拠点事業の方向性のところと、それから病児・病後児保育事業の確保の方策の方向性のところで意見があるのですが、いずれ

も、既存施設における事業の充実や、利用の定員増について対応という形になっているのですが、市民の方のニーズをもし反映するのであれば、例えば病児・病後児保育は市内に1箇所しかなくて、非常に利用しづらい状況にあって、ニーズがあってもニーズを満たせないという形になってしまうのではないかと思いますので、少し検討していただきたいというのが1点目です。

それから、支援センターの方も、今ある施設が非常に充実しているとは思っているのですが、もう少し利用しやすい場所に作るなど、あとは幼稚園の中の小さなお部屋をお借りして少し展開するなど、既存の施設だけではなくて、場所をもう少し増やすなど、利用しやすいところにするということを検討していただきたいという意見です。

中山会長：今、私の方が確保の方策についてもう少し話し合った方が良いということ、今のご発言を聞きながら思いましたので、少し時間を取りたいと思います。まず、今石田委員が発言されたことについて、市としては何か補足説明があればお願いいたします。

河原主査：確保方策の確保の内容につきましては、次回の会議までに準備してお示したいと考えております。例えば病児・病後児保育について、1箇所だけで良いのかなど、いろいろな議論があると思いますので、その辺については各担当と相談した上で、具体的な確保方策を次回の会議で示せるような準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

中山会長：他にはいかがですか。資料26-3-2の確保方策の一番右側にそれぞれ書かれています。

藤澤委員：保育事業については平成29年度までに保育施設の増設にて対応ということで記載されているのですが、平成29年度というのとあと2年ですが、保育施設の増設はどの程度見込まれているのか。国の方では、小規模保育事業や、家庭的保育事業などというのも、0～2歳の待機児童解消のプランの中に入れて、いくつかの方策を提案していますけれども、そのあたりについての検討はないのかということが1点。

それから、先ほど石田委員からご意見が出ましたが、地域子育て支援拠点事業に関して過不足が大変マイナスな数字になっていると思います。八千代市の方針として、今まで7地区に分けて公立の保育所を中心に整備されてきたと思います。

この数を見れば非常に足りないし、家庭に対しての子育て支援というのは、どの家庭でもみんな必要なわけですから、育児休業期間についてももちろん必要ですので、小さいお子さんを連れていての方がベビーカーで押していけるところに、小さな施設でかまわないので、マイ保育園・マイ幼稚園・マイこども園という形でいつも常に関わりを持って相談に行ったり、お友達が作れたりする場所が近くにあるというのが一番望ましいと私は考えています。

ですから、石田委員がおっしゃったように、幼稚園、それから保育園、それから駅前出張型もあるかもしれないし、いろいろなやり方が国からも出ています。拠点もいろいろな形も出ていますので、ぜひ前向きに民間の方を活用する

ような形でご検討いただきたいのが私の考えでございます。

ファミリー・サポート・センターについても随分足りないのが現実です。子育て支援員という制度もできていますので、ファミリー・サポート・センターも含めた子育て支援の活用についてもご検討いただきたいと思います。

保育の部分ですが、小規模保育事業、それから事業所内保育事業、これについてどの程度見込みを立てられているのか。あるいは、今おそらくそのような事業者に対しても、新しい地域子育て支援事業として対象になるような形で相談等来ていると思うのですが、そのあたりどのような状況か教えていただきたいと思います。

中山会長：いろいろ大事なご質問が出ました。まだ検討中のことももちろんあるかもしれませんが、順番にやっていると、最初の保育施設の増設のあたり。情報として何か伝えられることがありましたら、よろしくをお願いします。

河原主査：まず、資料 26-3-2 の 1 枚目を見ていただきたいと思います。先ほども説明しました通り、今、幼稚園・保育園等事業者がこういった形で最終的にいくのかというのが分からない状況です。この数字というのは、今の段階での考えられる定員としていいますので、現段階ではまだはっきりとしたことが言えないということがあります。

中山会長：最後の方の質問に、民間からの問い合わせなどがあるのですか。これに関係するようなことで。

河原主査：特にございませんが、新しく小規模保育事業や、そういったものはどのような形になっていくのですかという問い合わせはあります。それについては、まだはっきりしたことが言えないので、子ども・子育て会議のご意見を踏まえた上で検討していきたいという返答しかできない状況です。

中山会長：それから、ご質問と要望という観点で、子育て支援センター、病児・病後児の保育の関係、ファミリー・サポート・センター、このあたりをいわゆる民間への協力依頼というか、委託のようなものも含めて検討してはどうかというご意見だったと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

河原主査：そちらについても、先ほどの病児・病後児保育と同様に、こういった確保方策をしていくことが良いのかということを担当と相談をしながら、方向性を次回示せていければと思います。

中山会長：ありがとうございます。未定の部分が多いということですが、本日の会議の意見も踏まえて検討していただくということだと思います。関連してでも結構です。他にどうぞ。お願いします。

阿部委員：議題の 2 の時に説明があるのでしたらそれで良いのですが、例えば夏休み中などの長期休業中。普段は学童には行く必要はないのだけれども、2 時ぐらいまで働いているお母さんの受け入れを、長期休業中だけ学童で受け入れるような柔軟なこともここに入ってくるのか。それが 1 点。

普段の放課後の居場所として、児童館が気軽に行けるようなところはないと思います。そのような場所が自由記述に欲しいという意見が多く出たと思うのですが、そういったものはどこに入ってくるのかと思ったので、すみません。

中山会長：今の放課後に関係すること。ちょうどこの表で言うと 2 枚目の、資料 26-3-2 の 2 枚目に出ておりますが、放課後児童健全育成事業の中に学童、この方策のところを読んでいただくと、新設等による利用定員増にて対応というのと、それから先ほどの説明の中でスポット利用という説明があったと思います。この辺をもう一度言っていただけますか。放課後関係をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

山形主任主事：放課後児童健全育成事業についてお答えします。現在のニーズ量の補正を改めさせていただいた部分につきましては、週 1～2 回の利用というのを希望されている方のニーズ量を算入させていただいております。夏休みだけの利用を希望するということでのニーズ量というのは、この中に含まれておりません。ただ、現時点でも、利用につきましては、入所の要件を満たすような方につきましては、夏休みのみの利用を受け入れております。ただ、通常の定員の中で受け入れられる範囲ということで実施しております。

中山会長：市独自に力を入れ始めているというように聞こえたのですが。実際には現実的にもっと利用したい子どもさんがいるかもしれませんが、市としてはある程度それを方針の中で取り組んでいこうという説明だったかと思います。

阿部委員：現実問題として、夏休みにどうするかということは、お母さんたちの中で非常に大きな問題なので、夏休みに子どもが家で昼過ぎまで留守番しなければならないということをたくさん耳に聞くので。今のお話だと、定員の中では学童で受け入れられるということなので、それが、本当にニーズがないのか、非常に違和感があったのですが、私の実体験としては。それとも、そのような方策を親が採っていないだけなのか。学童の時だけ預けられるのだということを知っていて、選択肢として選択していないのか、知っているけど家に置いておいて、1 か月少々我慢させようと思っているのか少し分からないのですが。非常に困っているので、実際のところ。

中山会長：学童の利用に関する情報というのは、少し私もよく分からないのですが、どのようにして、ちょうどその年齢のお子さんを持っている保護者に伝えられているのかなのですが、それは市の広報かなにかでしょうか。

山形主任主事：学童保育事業の周知につきましては、毎年度、新年度の入所の申し込みを 1 月に開始するのですが、それに先だって、12 月頃に八千代市の広報紙に利用条件などについて掲載しています。また、ホームページにも記載の方をさせていただいて、周知を行っている状況です。

中山会長：委員の先ほどのお話から推測するに、一般の保護者はあまりよく分かっていない。スポット利用的なものは可能なのですか。制度的にそのようなものを少し補足してください。

山形主任主事：現時点での制度といたしましては、基本的には週 4 日以上、1 日 4 時間以上のお勤めをされている方というのが条件になっています。それを満たしている方を定員の範囲内でお受けする形になっていますので、週 1～2 回で使いたいという方については、現時点では受け入れておりません。

中山会長：なるほど。今後ということですね。そのような捉え方でよろしいですね。

藤澤委員：では今後、週 1～2 回のスポット利用や、夏休みについて、今の学童保育で受け入れる予定があるということですか。ニーズ量は 200 名だけど、実際にはおそらくご意見と同じような形で、足りませんよね。全然足りないから、おそらく今の同じ学童保育所では、受け入れは難しいのではないのでしょうか。

山形主任主事：今回算定したニーズ量については、週 1～2 回の利用をご希望されている方ということ踏まえた上で、量の見込みを算出させていただいています。今後のその結果に基づいて確保方策を提示していくわけですが、調査結果に対しては週 1～2 回の利用の方を満たすような形で施設整備等を行っていただければ、そういった方のニーズを満たせるという論理にはなるのですが、実際には、今藤澤委員がおっしゃったように、もしかしたらそのニーズ調査では、把握できなかったようなニーズが新たに生まれてくる可能性もございますので、必ずしもそういったところまでを含めて対応しきれないかというのは、まだ市としては検討段階なので、予想はある程度した上で進めていきたいと思っています。

河原主査：今の補足になるのですが、ニーズ量については先ほど申し上げた通り、1～2 回、スポットの部分も入っているということで、今後確保の内容を検討していきたいと思います。

現行の学童保育所は 22 箇所あるのですが、その中の拡大だけで対応できるかということ、非常に難しいとも考えていますので、確保の内容としては以前委員からお話があった、例えば幼稚園を活用するなど、いろいろな方面から確保の内容について、少し庁内で検討したり、もし仮に幼稚園にお願いするようであれば、こういった条件でお願いしたいという相談も必要になってくると思います。ただ、今の現段階では、確保の内容について詰め切れていないということですので、幼稚園の活用だったり、他の施設の活用だったりということも視野に入れた上での確保内容を検討して、次回の会議で示したいということになっておりますので、ご理解をいただければと思います。

中山会長：この点については、前向きな検討をお願いするという点だと思いますね。これは参加されている委員の方々の多くがそのような意見をお持ちであると承りますので、いろいろな工夫をすることによって、そのような場を確保していくということで、ご検討いただければと思います。

関連して何かご発言があるかと思うのですが。

藤澤委員：幼稚園等の活用ということをおっしゃっていただきました。私の方でも前に提案したと思うのですが、幼稚園や保育所、卒園児の場合、きょうだいがよくいますので、小さな学童クラブを併設することできょうだい一緒に預かれる。それから、自分の園の卒園生ということで、保育者の言うこともよく聞いたり、小さい子どもたちをかわいがってくれたり、状況によっては混合保育ができたり、時間外かなにかは一緒にできたりということで、学童保育の前面に立つのではなくて、学童クラブ設置に関する補助事業のような形でやられてはかがなと考えています。学童クラブとなると、やはり定員が 40 名であるなど、非常に大きな定員ということが学童設置の前提になってきますので、ミニ型の学童クラブを作ることに對して 2 分の 1 を補助するなど、そのような形の

補助事業を検討していただけたらなと思っています。

自分の園の方で、認定こども園での学童クラブ設置も今やっています。小さな学童クラブですので、保育園の卒園生が5~6人毎日来る子がいて、週に2~3回幼稚園の卒園生の子どもたちが、お母さんたちのパート就労の時に入ってくる。それから、夏休みは増えています。やはり、おっしゃったように、パート就労の方たち、普段は学校があるから学校に行っている間のお仕事で足りているのですが、夏休みは困るというので、10名ぐらい増えて、夏休み中多い時は20名近くいたりもします。

幼稚園の預かり保育もあつたりしますので、一緒にやりながら、高学年は難しいにしても、3年生ぐらいまでの子どもたちの一時利用の受け入れは検討していただきたいと思っています。

中山会長：学童保育は、高学年になったことによって、また新たないろいろな問題が発生しているとは思いますが、まずは今のようないろいろな工夫を行うということが考えられるかと思えますので。今の委員の意見を踏まえて、ぜひご検討いただければと思います。

石田委員：児童館についてはいかがでしょうか。

河原主査：今現在は、八千代市には児童会館というのはあるのですが、児童館というのをごいません。次の議題の中でお話しする部分になるとは思いますが、児童館だけにとらわれず、子どもの居場所の関係で、計画の策定の中で法定事業の部分だけを定める計画とするわけではないということがありますので、議題2の中で説明をさせていただきたいと思えます。

中山会長：では、ちょうど今ご発言があったように、議題の2の方にも時間的にそろそろ移っていきたく思うのですがよろしいでしょうか。

では、議題2は、仮称ですが、子ども・子育て支援事業計画の骨子案について、ということです。では、事務局より説明をお願いします。

河原主査：議題2「(仮称)子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」ご説明いたします。資料26-3-4をお手元にご用意ください。議題2では、現行の計画であります次世代育成支援行動計画について、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会における評価・検証を行った結果の報告をまずさせていただき、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画の比較についてご説明いたします。その後、今回新たに策定する子ども・子育て支援事業計画における基本理念や基本的視点、施策体系等の考え方についてご説明させていただきます。委員の皆様からは、計画の骨格となるこの基本的な考え方について、ご意見をいただければと思います。

八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会における評価・検証を行った結果の報告については、次世代育成支援行動計画の担当より報告いたします。

須藤副主幹：元気子ども課の須藤でございます。それでは、資料26-3-4「八千代市次世代育成支援後期行動計画の評価・検証の取り組みと今後の課題」につきましてご報告させていただきます。資料をご覧ください。

こちらの「八千代市次世代育成支援後期行動計画の評価・検証の取り組みと今

後の課題」につきましては、現行の子ども施策の計画である八千代市次世代育成支援後期行動計画の232事業について、総合的な評価・検証をご協議していただき、その結果として子ども施策における行政機関の連携や、市民との協働のあり方、子どもの権利に関する条例と救済機関の検討、子どもの居場所の確立、ひとり親家庭支援などが今後の課題であることが明らかとなりましたので、八千代市次世代育成支援行動計画推進協議会から、平成26年8月11日に市長に報告された内容となっております。

この検証の協議に当たりましては、子ども施策が総合的に展開し、八千代市が子どもの元気が見えるまちとなるようにと、これまで長い期間同計画に関する協議を行ってまいりました同協議会の委員の皆様のご思いがございました。この点をご理解をいただき、子ども・子育て会議で新しい支援事業計画に関してご審議をいただきたく、検証結果としてご報告させていただきます。

次に、この検証結果と新たに策定する子ども・子育て支援事業計画との関連についてご説明させていただきます。本市の子ども・子育て支援新制度に関する新しい計画につきましては、国が示す子ども・子育て支援事業計画策定における基本指針、及び次世代育成支援行動計画策定における策定指針（案）に基づき、前計画となるエンゼルプランを引き継いだ現行の八千代市次世代育成支援行動計画の理念、基本的視点、重点施策などを、今年度末で終了となります同協議会で評価・検証を3回にわたりご協議いただきました。その検証結果を踏まえて、幼児教育、学校教育・保育、及び地域の子育て支援における利用希望等の量の見込みや、その提供に関わる確保方策など、具体的な事業に関する内容を新たに加えた計画としてご審議いただきたいと考えております。

資料の3ページ目「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の比較イメージをご覧ください。左側に次世代育成支援行動計画、右側に新たに策定される子ども・子育て支援事業計画を記載してございます。また、記載項目では、それぞれの計画の策定について、国が示す指針の概要を記載してございます。先に申し上げましたように、次世代育成支援行動計画の記載事項が、子ども・子育て支援事業計画と一体化されていることを示しております。詳細につきましては、子ども・子育て会議の担当より続けてご説明いたします。

河原主査：では、そのイメージをご覧くださいながら説明いたします。次世代育成支援行動計画については、左側です。国の方から7点の必須記載事項が示されておりました。①地域における子育ての支援、②要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進、③職業生活と家庭生活との両立の推進等、④母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進、⑤子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、⑥子育てを支援する生活環境の整備、⑦子ども等の安全の確保の7点になります。八千代市次世代育成支援行動計画においても、これら7点を網羅する形で計画を策定し、推進してまいりました。

一方、子ども・子育て支援事業計画については、国から必須記載事項と任意記載事項が示されています。このうち必須記載事項としては、「教育・保育提供区域の設定」、「幼児期の学校教育・保育の量の見込みや確保の内容、実施時

期」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保の内容、実施時期」、「幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」の4点となっています。これらについては、これまでの次世代育成支援行動計画においては、①地域における子育ての推進に該当する部分となります。

また、任意記載事項としては主に3点ありますが、「産休・育休後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」、「子どもに関する専門的知識・技術を要する支援における都道府県の施策との連携」や、「ワーク・ライフ・バランスの推進のための関連施策」など、次世代育成支援行動計画における、②要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進や、③職業生活と家庭生活との両立の推進等に該当するものになります。

これ以外にも、次世代育成支援行動計画においては、母性並びに乳児・幼児等の健康の確保及び増進、子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全の確保など、子どもや子育て家庭を取り巻く幅広い取り組みを取り扱ってきていましたので、子ども・子育て支援事業計画においては、国による必須記載事項や任意記載事項だけでなく、八千代市独自の記載事項として、八千代市次世代育成支援行動計画に記載されていた事項については、基本的には継続して記載したいと考えております。

では、次の資料26-3-4の最後のページです。「八千代市子ども・子育て支援事業計画施策体系（案）」をご覧ください。新たに策定する子ども・子育て支援事業計画については左側に、これまでの次世代育成支援後期行動計画については右側に掲載し、比較できるようにしています。まず、新たな子ども・子育て支援事業計画の体系・骨子の構成ですが、八千代市の次世代育成に関する基本理念を掲げ、基本理念の下に6つの基本的視点を整理しています。さらに基本理念を実現するための具体的な目標となる基本目標を設定し、そこに取り組みの方向性を示す施策の方向を整理しています。骨子案では、施策の方向まで示していますが、計画骨子の段階では具体的な事業レベルの内容までぶら下げる形になります。

これまでの次世代育成支援後期行動計画では、基本理念、基本的視点を整理した後、基本目標、具体的目標、施策の展開の3つの層があり、その下に取り組み内容がぶら下がる形になっていました。今回はこの3つの層のそれぞれをより分かりやすくするため、2つの層として再整理し、基本目標を3つから7つに増やし、より具体的に提示するよういたしました。

では、ここからそれぞれの内容についてご説明します。まず基本理念についてですが、こちらの「子どもの元気が見えるまち」は、次世代育成支援後期行動計画の理念を継承する形になります。次に基本的視点についてですが、こちらは一部変更を行っています。1点目としては、基本的視点1と2の入れ替えを行いました。これまで基本的視点2の子どもが愛され大切にされていると感じられている視点が基本的視点1となっていました。子どもの守られる権利、育つ権利、参加する権利が守られてこそ、子どもが自分らしく生きられるとい

う思いを伝えるために、基本的視点1に子どもが自分らしく生きられる権利を守る視点を持ってきました。これは、これまでの基本的視点に、子どもの意見表明、参加の促進の視点を拡大した内容になります。

2点目としては、基本的視点5の「親と子の生活単位でまちづくりを見直す視点」を、「子どもを地域で産み育てやすい環境を作る視点」と修正しました。これまでは、生活圏という考え方に特化した視点でしたが、結果的に産み育てやすい環境の実現につながることから修正しました。

3点目としては、基本的視点6の「若者との協働を進める視点」を、「多様な主体が子どもや子育てに関わる視点」と修正しました。これまでは、市内の大学や高校との協力関係を意識した視点としていましたが、子ども・子育て支援法に基づく基本指針においても、すべての構成員が子どもの育ち及び子育て支援の必要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要と明記されていることから、若者に特化せず多様な主体を用いるように修正をいたしました。

次に、基本目標2についてご説明します。これまでは、基本目標は、基本的視点と同じレベルの文言になっているため、より具体性を出す必要があると考えました。また、これまでは、子ども・親・地域の3つの視点で基本目標を設定したことにより、事業の重複を招いていたため、見直した基本的視点や国の基本指針を踏まえ、子どもの権利、安心して産み育てる教育・保育の充実、子どもと親の学び、仕事と子育ての両立、地域で支える環境整備の7つの視点により設定しました。大きな変更があるように見えますが、色の塗り方の違いで示していますように、これまでの基本目標1「子ども自身が愛され大切にされていると感じられる」については、新たな基本目標1「すべての子どもの権利が守られ、一人ひとりの意思が尊重される」と、基本目標2「充実した教育・保育を選択することができる」に継承されています。

また、これまでの基本目標2「親も子どもと一緒に成長し、安心して子育てができる」については、新たな基本目標3「安心して子どもを産み育てることができる」、基本目標4「子どもや親が共に学び成長することができる」、基本目標5「仕事と子育てを両立することができる」の3つにつながっています。

また、これまでの基本目標3「子どもの育ちと子育てを地域全体で支える」については、新たな基本目標6「子どもや子育て家庭を地域で見守り支えることができる」と、基本目標7「子どもや子育て家庭が安心・快適に暮らすことができる」につながっています。

新たな基本目標1については、基本理念にもある八千代市内のすべての子どもに、子どもの命、成長・参加といった子どもの権利が保障され、子どもの最善の利益が尊重されるまちづくりを推進するという思いを受けて、基本目標の1つとして、権利や意思の尊重を掲げたものです。

また、基本目標2「充実した教育・保育を選択することができる」については、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、教育・保育関連の目標を新設したものになります。

また、基本目標 7「子どもや子育て環境が安心・快適に暮らすことができる」については、昨今の子どもの安全・安心に対する関心の高さなどを受けて、新たに安全・安心に関する目標を新設しました。

続いて施策の方向についてご説明します。これ以外にも次世代育成支援行動計画においては、母性並びに乳児・幼児等の健康の確保及び増進、子育てを支援する生活環境の整備、子ども等の安全確保など、子どもや子育て家庭を取り巻く幅広い取り組みを、これまでは、施策の展開として 35 の項目がありましたが、事業の再掲が多かったため、これまでの項目立てを生かしつつ、事業の方向性がより分かりやすく読み取れるように 23 項目に再整理しました。

大きな変更点についてですが、まず基本目標 1 に関しては、近年子どもに対する虐待が増えていることや、気付かれにくいことから、より一層の課題として認識されるようになったことを受け、児童虐待の防止を新設しました。また、支援や保護を要する子どもや家庭への支援について、これまで子どもと親の視点で別々になっていたため、一本化しました。

基本目標 2 に関しては、子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項と整合性が取れるように項目を整理しました。

基本目標 4 に関しては、体験活動や地域活動の多様化だけでなく、多世代との交流によって学びや成長が期待できることから、世代間交流の推進を新設しました。

基本目標 5 に関しては、仕事・子育ての両立に向けて、労働環境の整備だけでなく、家庭での意識醸成も必要であることから、これまでの計画では、「子ども・子育て家庭が子育てする力を付ける」の中で扱われていた男女共同参画に関わる内容に呼応し、家庭や職場等で男女共同参画意識の醸成を挙げてきました。

基本目標 6 に関しては、これまでの計画で示されているシニア世代、及び若者世代の参画の推進だけでなく、すべての人が子どもや子育てに関わることを目指し、多様な主体による参画の推進を新設しました。

以上が議題 2 の「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)」についての説明になります。

中山会長：委員の方々、私も含めて少し確認をしたいと思いましたが、要するにこれが報告書としてありますが、八千代市の次世代育成支援行動計画が、平成 17 年度から取り組まれていて、今年度をもって閉じるということですよ。これを閉じることに関係して、新しい新制度の中で、どのように八千代市が取り組んでいくかということを計画していると。

それで、今ご説明いただいたのは仮称ということも含めて、たまたま今の会議名と同じような事業名になっているので、そのこの区別をする必要があるのですが、この資料にありますように、次世代育成支援行動計画の成果を踏まえて、平成 27 年度から取り組まれる事業の骨格になる部分のご説明についていろいろ意見を聞きたいという捉え方でよろしいですか。

須藤副主幹：はい、そうでございます。

中山会長：今まで八千代市が取り組んできて成果を上げた部分、今日の資料の1枚目の森田委員長の言葉にもありますように、それを継続して八千代市は、先ほど体系化したものが比較されるような形で書かれていて、ぜひこのような計画の中でいろいろ子ども・子育ての問題に取り組んでいきたいという説明であったと思います。

今日ご参加の委員の方々は、自由にご発言いただいて、それを参考に今後考えていくということだと思いますので、何か意見がありましたら、よろしく願いたいと思います。いかがでしょうか。

先ほどの話題で言うと、児童館の話題が出た時に、この関連の中でという、それを少し説明していただけますか。

河原主査：資料26-3-4の3ページ「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の比較イメージをまず見ていただきたいのですが。前回の会議の中で、例えば横断歩道の関係などというのが法定事業で定められていないため、新事業計画の方で取り込まれなくなってしまうのではないかというご意見もあったと思います。そういった部分は、確かにこの右側の、国が示す必須記載事項の中には入っていないわけですが、今現在、次世代育成支援行動計画の方に書いてある部分については、国が示す必須記載事項なのか、任意記載事項なのか、それとも市が独自に入れているものなのかという部分については、今の次世代育成支援行動計画をスライドさせるようなイメージと、新事業計画としてやらなければいけないことを統合した形での新事業計画を市としては立てていきたいと考えています。

先ほどもお話があった児童館なりという部分についても、まだ具体的な内容は決まってはいませんが、今後検討を重ねた上で位置付けていきたいと考えていますので、あくまでもこういった形の骨組みになるのだよと。次回以降は先ほどの説明の通り、各事業については、検討した上で示していきたいと考えていますので、細かい内容については次回以降になってしまうのですが、現段階ではこういった幹と枝になる部分については、このような形になるというイメージをつかんでいただきたいというのがこの議題2の狙いですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

中山会長：八千代市がこのような取り組みを独自に進めてきて、その成果がこのように示されていると思います。その成果を踏まえて継承してほしいと。継承プラスまた新たな取り組みも出てくると思うのですが、その考える母体の一つとして、今この事業をいろいろ、この会議が継続しているわけですが、その中でもそのことについて意見を収集するという目的です。ですから、自由に発言していただくということで、特になければ後でも市の方にお伝えいただいても良いのですが、資料26-3-4に書かれている委員長の言葉が、かなり継承してほしい、あるいはその願いのようなものが強く書かれているので、この辺が新事業計画の方へもうまく発展していくことが求められていると認識するわけですけどね。具体的に何かこれについてありますか。

阿部委員：意見なのですが、資料26-3-4の1ページの一番下の方に書いてあるのですが、

子どもが主役の子どものための支援と環境づくりということで、児童館にこだわっているようですが、放課後の過ごし方や、児童館の設置の方向についても、大人側のこのようなものが良いのではないかというのではなくて、やはり子どもが来やすいもの、普段の日常に利用しやすいという視点を第一に考えていただいて、例えば大きな児童館は非常に立派で土日などは特に活用できて、親子で体験できて良いと思うのですが、普段の放課後というと、子どもが自転車か歩いていける場所でないという意味がありません。だから、そのような子どもから見た利用しやすさや楽しみ方などをやはり第一に考えて、今後八千代市ですばらしい子育ての方向にいろいろなものができていくといいなとすごく思います。

中山会長：ありがとうございます。ぜひ記録して伝えるということです。この事業を推進する会議母体は次年度発足ですから、その中につながっていくものだと思います。他にいかがでしょうか。

石田委員：今の意見と私も同じような意見を持っているのですが、たまたま今、私が居住しているところなのですが、非常に学齢期の放課後支援に力を入れ始めていて、自転車で行ける距離に6箇所も7箇所も子どもが遊べるようなスペースがあります。その中で小さなお子さんたちの利用はもちろんなのですが、小学校の高学年のお子さんや、中学生・高校生が本当に連日のようにいつもいるという状況があるのです。やはり先ほど阿部委員もおっしゃっていましたが、例えばゲーム機器が使えるような、ちょっとした場所で良いのですが、それがあつことや、子どもが自分のゲームを持ってきて遊ぶことができ、そこに大人の目があるというような場所がたくさんあるといいなというふうに思います。他方で、先日言った児童館、ないし、児童総合施設は、空いた商業スペースの中に作っていて、休みになると、本当に待たないと利用できないぐらい混んでいて、いろいろなやり方があると思うので、ぜひ、子どもたちが集まれるような場所がたくさんあるといいなと。そこに大人の目があるということが、保護者の安心につながると思うので、検討していただきたいと思います。

中山会長：司会をしながら確認をして申し訳ないのだけど、これは要するに来年度からどのような名前になるかは分かりませんが、八千代市がこれまで推進してきたものを継続・発展させるようなものとしてどのように進めていくか。その要するにたたき台、骨子になる部分がある程度示して、そして、新年度から発足させるということです。そうするとこのような会議との継続性は、今のような理解で良いのか、この会議との関係が今一つはっきりしなくなっています。要するに、子ども・子育て会議を進めているのだけれども、この会議で話題にしたような、現実的に教育・保育の環境をどのように整えるのか。それから、2番目の放課後等の地域の子ども・子育て支援事業を超える範囲の内容が示されているわけですね。だから少し、そことの整理をしておく必要があると思うのですが。今、ここで話し合っている内容というのが、要するに私たちが今まで話していた話題よりも広くその話題を捉えているものだから、その位置付けですね。会議のここで話し合うことの位置付けを整理しておいた方が良い

と思いますが。

河原主査：まず、平成 27 年度から始まる新事業計画です。今回議題では仮称と付いていますが、その内容について、先ほどの「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」の比較イメージの表の通りで、本来は国の必須の事業の部分だけを事業計画として策定すれば良いということなのですが、次世代育成支援行動計画というのが、10 年間の時限立法で平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間という形で取り組んできました。次世代育成支援行動計画が終了し、新事業計画では、必須記載事項の部分しか子どもの施策として計画に位置づけられないのではないかと懸念されていたわけです。

その部分については、他市町村の場合、今と同じ次世代育成支援行動計画という名前を残しつつも、中身は今までの次世代育成支援行動計画と、新事業計画でやらなければいけない部分を統合して、総合的な計画として位置付ける市町村が全国的に多いということです。ニーズ量の関係というのは、その法定事業、新事業計画の中できちんと数字として見定めた上で、確保の内容も定めていかなければいけないという点において、先ほどの確保方策のイメージ図があったと思うのですが、それで示さなければいけないものについては、計画書の中で示していきます。それ以外の部分については、今の取り組み状況として、先ほど須藤からも説明があった通り、平成 25 年度までの実績の検証結果を踏まえた上で、次世代育成支援行動計画を、平成 27 年度から始まる計画に引き継いでほしいということ、次世代育成支援行動計画だけではなく、エンゼルプランの時から取り組んでいる子ども施策について、引き続き計画として、特段の目標事業量等は設定しないのですが、計画書にきちんと記載していきたいと考えた結果の骨子案として今回示されているということです。

また、平成 27 年度以降の子ども・子育て会議の内容につきましては、計画ができた後ですので、この計画に沿って、例えば保育園の整備がどのようになっているか、あるいは、子ども・子育て会議の中で平成 27 年度以降の事業計画の検証だったり、評価だったりする内容については、こちらで案として、国の基本指針で定められているものがどのようになっているというのも合わせて、平成 27 年度以降の子ども・子育て会議の役割については整理した資料を用意して、皆様にお示ししたいと考えております。計画については今言ったような形で、あくまでも今までの次世代育成支援行動計画を引き継ぎながら、新事業計画ではきちんと定めなければならない部分を入れ、目標事業量を設定するものについては、きちんと設定していくという構成になるかと思えます。

松井課長：担当からも説明があったのですが、計画の骨子案ということで示させていただいたのですが、その前提となるのが、次世代育成支援行動事業計画というものが、既に八千代市にございまして、それも各課、こちら資料の方を見ていただくと分かるのですが、平成 16 年度に策定しまして、平成 17 年度から平成 26 年度末までの計画を策定して、次世代育成支援のために、いろいろな施策を実施してきたというわけなのです。

基本的に、こちらは時限立法で、次世代育成支援対策推進法というのは平成 26

年度で閉じるというような形だったのですが、先般、昨年度になります、国の方から次世代育成支援対策推進法も延長になり、子ども・子育て関連3法についても制定されてスタートするという形になったわけです。

つまり、次世代育成支援行動計画につきましては、今現在は市町村に策定義務がありまして、必ず策定しなければいけないことになっているのですが、平成26年度、改正後については、これは任意化されました。つまり市町村が極端な話、策定しなくてもいいという形になったわけなのです。ただし、事業者については違います。事業者の策定義務は残るということになります。つまり、事業者についても、次世代育成支援をやっていくためには、今まで通りに事業計画を立てて、自分の雇用している職員に対して、子育てしながら働きやすい環境を作るための事業計画のようなものを策定しなければいけない義務を残していく。それと合わせて子ども・子育て支援法によって、子ども・子育て支援を行っていくというような、枠組みになってきました。

そこで、八千代市としては、平成17年度から築いてきたもの、推進してきた計画を、平成26年度末までそこに書いてあるものがすべて実現できればよろしいのですが、そのようなものは現実的に不可能でございまして、その中で計画の検証を行ってきていただいた。また策定の協議を行ってきていただいた次世代育成支援行動計画推進協議会というものがございまして、そちらが本年度で閉じることになったのですが、その際にご説明させていただいた市の方針としましては、子ども・子育て支援事業計画と一体とした計画として策定していきますと。それはこちらの子ども・子育て会議の方で施策の体系を位置付けて、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画を一体として策定し、以後は、子ども・子育て会議の方でその進捗状況について調査・審議を行っていただきますというようなお話で進めてきています。それが八千代市の姿勢です。

その根拠となっておりますのは、子ども・子育て支援事業計画を作るに当たって、国は基本指針というものに即して作りなさいという形で示されていまして、子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項というところで、子ども・子育て支援に関するいろいろな部門別計画、また各法に定められた法律に基づく計画があるのですが、そのようなものを十分に勘案しなさいというようなことが書いてあるのと同時に、他の法律の規定により市町村または都道府県が策定する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないということです。

この基本方針に則って、八千代市についても、次世代育成支援行動計画について、ここでやめてしまうのではないし、似ているところはこの資料で示させていただいた通りに、とにかく一体として作るということです。

それは、各市町村によって方向性が違います。千葉県下については、おおむねほとんどの市町村が、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画を一体として作る。また東京都下では、次世代育成支援行動計画の方が项目的

には多いものですから、子ども・子育て支援事業計画をその中に組み込んでしまうなど、どちらの手法においても、一体として作るということについては変わりなく、継続性をなくしてしまうということではなくて、今まで推進してきたことを引き続きやっていきたいということなのです。

私どもとしましては、子ども・子育て支援事業計画と今まで引き継いできたものを一体として入れるという形の中で、今年度において次世代育成支援行動計画推進協議会の方で、今年度で計画期間が終わりますから、その計画の結果の検証を行ってきていただいたわけですから、それで少しご説明が足りなかった、お出しした資料 26-3-4、この資料の 1 枚目です。こちらが検証結果ということでご報告いただいた内容です。

これで一番重要な胆になる部分はこの中ではないかなと、私どもが考えておりますのは、まさに下から 4 行目からです。そして、というところからです。次世代育成支援行動計画の最終年度の評価・検証の結果として報告いたします。そして、次世代育成支援行動計画の基本理念、基本的視点、及び基本目標と施策の体系、重点施策以下計画で掲げている事項について、新たに策定する計画で引き続き子どもの元気がみえるまちの実現に向け、子どもが主役の子どものための支援と環境づくりを展開していただきたいと願っておりますと書いてあります。

私どもとしましては、次世代育成支援行動計画に位置付けられた施策の体系について、今一度推進していくという中で、形は少し整理させていただきましたが、理念等を引き継いで今後も実施していきたい。その理念につきましては、過去において、いろいろな方面でご意見をいただき、皆さんの同意を得て、設定してきた理念であって、その理念を引き継ぎながら新事業計画の中で特に教育・保育の部分です。きっちり量を定めて、目標に向かって計画達成に向けて細かく設定して、継承して、実施していきたいと、そのような考え方でいます。ですから、来年度からは、次世代育成支援行動計画と、子ども・子育て支援事業計画と言われているものの名称を一体とした計画として策定して、今、「(仮称) 子ども・子育て支援事業計画」と言わせていただいておりますが、この子ども・子育て会議の中でその一体計画の中で調査・検証を行っていただきたいと考えているということになりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

中山会長：かなり詳しく述べていただいたので、なぜ今ここで話しているのかということが明確になったのではないかと思いますね。ぜひこの場で発言したいという方は、どうぞお願いします。

藤澤委員：私は次世代育成支援行動計画推進協議会にずっと関わってきているので、居場所についての検証や、それから学童の問題についてたくさん話し合ってきました。次世代育成支援行動計画推進協議会の会議体としての役割が、そのままそっくりこちらに引き継がれるということでもよろしいのでしょうか。子ども・子育て会議でこれからは全部引き継がれるという理解でもよろしいのでしょうか。先生の方で、先ほど会議体は次年度発足予定とおっしゃっていましたが。

中山会長：今のご指摘は分かりました。私の発言は構成メンバーのことを言っていましたから、委員の任期は今年度末で終わります。ただ、会議体という言葉で言えば、会議の代表がどのような構成であるかは別にして、ここで一体的に審議していくということですから、会議体そのものは継続していくということだと思いますね。

藤澤委員：もう1つお願いがあって、次世代育成支援行動計画推進協議会に、二十数名の委員さんがおられて、それぞれいろいろなところの代表の方が来ていて、たくさん子どもの環境に関してお話をし、足りないことを提案したり、問題点を洗い出したり、実際に現場に行ったり検証したりということで、行政の政策評価までやってきました。できれば、こちらに引き継がれるということであれば、合同の会議を一度開いてくれないかということで先般お願いをしましたが、市から、十分に、次世代育成支援行動計画推進協議会で話し合ったことを伝えていただけるということで、断られた背景がございます。

それで、森田先生がご提案した今後の課題ということについては、もう少しここで丁寧にご説明いただけないでしょうか。今ここで説明するお時間がないということであれば、次世代育成支援行動計画推進協議会で話してきた内容については、もう少しきちんと触れて、次年度以降この会議体で引き継がれるということであれば、ご説明をいただきたいと。

中山会長：これはいかがでしょうか。今日はもう時間的な問題がありますので、次回の中で、今の委員のご指摘と、それから引き継がれた内容について、かなりまとめられて説明があったと思うのですが、もし時間が取れば。

藤澤委員：この森田先生のご提案書については、もう少しご説明をお願いできないでしょうか。先ほどのご説明の中ではなかったのです。

松井課長：先ほどもご説明しましたが、今日いきなり、皆様にお示ししたわけでありまして。その説明については限られた時間の中でご説明させていただいたわけなのですが、次回においては、やはり私どもの方でその内容について、施策の内容等も書いた中で、その精神、どのような考え方に基づいているのかというものについても、十分にご説明する必要があるかと思えます。また、今日の会議の中でもニーズ量、確保方策、その他アンケート調査で皆様からいただいた、その他事項の記述のことについてのご意見等ございましたので、その点を踏まえて次回の会議でお示しして、ご説明させていただきたいと思えます。

中山会長：ありがとうございます。では、今委員がおっしゃったことは、次回にある程度まとめて報告があるということでしょうか。

藤澤委員：重点施策についてだけでもご説明いただけませんか。

中山会長：資料の裏面の下ですか。

須藤副主幹：本日は時間の関係もございまして、先ほどシンプルな形でのご説明をさせていただいたのですが、次世代育成支援行動計画推進協議会の委員の方々の思いということで、10年間いろいろな事業に関しまして、八千代市の子どもたちの元気が見えるようなまちづくりに取り組まれてきた内容の中で、特に重点施策につきましても、やはり今子どもたちの生活を巡る環境が非常に厳しくなって

おります。子どもたちが少なくなってきたことで、それがいろいろな世代に理解されにくくなっているという背景も含め、重点施策の中で市民の参画と、期間限定による子育てへの支援のネットワークについては、子育て支援を行う市民や多くの関係機関と連携を図って、子育て支援ネットワークの充実を図るという中では、虐待の防止、また、子どもたちのいじめに関する他機関の連携等も含めて、子どもたちが成長しやすく、また子育てが地域の中で孤立しないようにという、今まで調査してきた中の協議会の委員の思いが込められており、このような内容で掲げられております。

今、申しておりますのは、資料 26-3-4 の 2 ページでございます。2 番目に、それは子ども・子育て会議の中でも、前回の会議で審議されましたが、支援を必要としている家庭への計画的支援のためのショートステイ・トワイライトステイの検討におきまして、次世代育成支援行動計画の 10 年間の目標事業量の 1 つとして掲げておりましたが、八千代市におきましては、ショートステイ等は未実施でございます。そのことにつきまして、やはり子どもを出産・失業・就労・冠婚葬祭のため一時的に養育することができない。またひとり親等で子どもを置いて入院・治療を受ける不安がある。家族の精神的・身体的な負担の軽減を図るため、宿泊を伴うショートステイ事業にぜひ取り組んでほしいということで、重点施策として継承してほしいとのご提案がされております。

次に、4 番目の子どもの権利に関する条例と救済制度の検討においては、大人への子どもの人権教育を充実させるなど、先ほど骨子案の方で子どもの権利保障ということで記述されている状況になってはいますが、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という子どもの権利を保障し、子どもが親の都合により命を奪われるようなことが起きてはならないと、ぜひ継承してほしいという内容が掲げられております。子どもの権利に関する条例等につきましては、子どもの権利保障の 1 つの手法として、現在子ども人権ネットワークで、その検討結果を、今年度末までに市へ報告する形になります。

5 番目の遊び場を含めた子どもの居場所の拡充に関しては、子どもの視点から考えられた居場所の拡充を図り、児童館の設置に取り組むこと。こちらも次世代育成支援行動計画の 10 年間で掲げておりましたが、引き続き課題ということで継承して行ってほしいという内容になってございます。この中では、子育てへの支援者である市民と協働し、さらなる充実をとということが要望、意見として出されております。

次に、乳幼児期からの保育・教育の充実においては、行政と教育委員会等が連携して、幼児期における幼稚園・保育園等小学校との円滑な接続が図れるようにということをも十分取り組んで行ってほしいという内容が記載されてございます。

次に、ひとり親の自立支援については、相談対応や学習支援など、親と子どもの双方に対する支援を充実させるということで、この次世代育成支援行動計画が開始した時期から 10 年が経過し、やはり父子家庭・母子家庭や、いろいろなことで支援を必要としている家庭が非常に増えてきているということにおい

での取り組みという思いが課題として出されております。ここが次世代育成支援行動計画推進協議会の10年間の取り組みの中で、ぜひ次の計画に継承して行ってほしいという内容になっており、事務局で十分に話し合い、今回皆様にご提示しております骨子案で、さらなる取り組みをとということで反映させていただいている次第でございます。

中山会長：ありがとうございます。非常に大事なところを改めて読んでいただいて、我々本日の委員の方々は受け止めたのではないかと思います。ご発言もあろうかと思うのですが、かなり時間を超過しましたので、特別にご発言したいという場合がなければ、そろそろ閉じたいと思うのですがよろしいですか。

では、本日は「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における具体的な確保方策を含めて、先ほどの子ども・子育て支援事業計画素案についても話し合いを持ちました。かなり重要な案件についていろいろな意見が交わされたと思うのですが、また次回に続くこともありますので、事務局より次回の会議開催日程について、ご説明をお願いしたいと思います。

河原主査：次回以後のスケジュールや会議録の取りまとめの関係と報酬のお支払いについて説明させていただきます。

次回以後の会議についてなのですが、本年度は残り3回の会議を予定しております。次回は10月、次が11月、最後が2月という形で考えております。今回のニーズ量を基に、各事業者等の意向の内容も含めまして、具体的に確保すべき内容等を精査した上で、10月の会議にはまず計画書の草案を資料として用意したいと考えておりまして、それについて皆さんにご意見をいただきたいと考えております。

11月の会議については、その会議の中で皆さんからいただいた意見をさらに反映させた上で、12月に、事業計画のパブリックコメントを実施していきたいと考えておりますので、その前の11月に会議を開催させていただいて、パブリックコメントにかける、計画案として整えたものを提示するのが11月になります。

その後、2月にパブリックコメントの実施結果をご報告した上で、最終的な計画案の提示を考えております。その後に確認をしていただいたものを、新事業計画として来年の4月から実施したいと考えているのがスケジュールになります。

また、次回の会議の日程は今報告させていただいた通り10月を予定しているのですが、詳細については会長とご相談させていただきながら、開催通知をもって、皆さんにお知らせしたいと考えています。

次に、会議録の扱いについてですが、今まで確認を取っていなかったのですが、会議録をこちらで取りまとめまして、委員の皆様にご確認をしていただき、修正点があった場合については、事務局の方で修正等を行い、会長にご確認をいただいて、市のホームページ等で公表という形にしたいと思います。

また報酬のお支払いについてですが、9月18日の木曜日頃を予定しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

中山会長：よろしいですか。では、本日は大変長時間にわたりまして、ご協力を賜りましてありがとうございました。これで終わりにします。